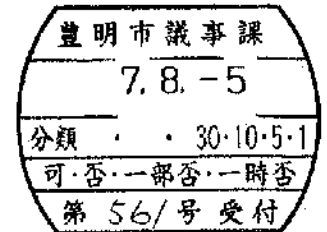


令和 7 年 8 月 5 日

豊明市議会議長 殿



行政等視察報告書

議員名 服部 龍一

令和 7 年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
令和 7 年 7 月 28 日	東京都北区	「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について 別添：報告書
令和 7 年 7 月 29 日	神奈川県藤沢市	「藤沢型政策検討会議」について 別添：報告書

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は 5 年間公開します。

会派清和行政視察報告書

服部 龍一

期 間 令和7年7月28日（月）～7月29日（火）

視察先 東京都北区 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について

神奈川県藤沢市 「藤沢型の政策検討会議」について

東京都北区 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について

東京都北区の概要

- ・面積 20.61km²
- ・人口 357,701人
- ・幼稚園：36（2998人）、小学校：35（15303人）、中学校22（7688人）
- ・大正期の関東大震災の被災者流入による、急速な市街化

■条例制定にあたって

東京都・国で、子どもに関する条例・法律が制定

- ・2021年 「東京都こども基本条例」施行
- ・2023年 「こども基本法」施行

子ども自身の意見反映の具体的なプロセス

- ・多様な年齢・背景の子供たちから意見を聞くことを重視
- ・小学生との区政を話し合う会、中学生モニター会議
- ・高校生とのタウンミーティング（都立高校）

条約批准から30年の節目に、北区で制定施行

- ・2024年4月1日 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行

■条例の特徴と子どもの権利の保障

「子どもの幸せ」の定義・捉え方について

・「子どもの幸せ」を「すべての子どもが将来に夢と希望を持ち、安心して成長できる状態」

※「幸せ」→「well-being」

・「子ども一人ひとりの権利が確実に守られることこそが、子どもが自分らしく幸せに生きる基盤である」という考え方

・条例名からPRまで子供の想いを反映

・「前文」に「子どもたちからのメッセージ」を採用

～北区子どもの権利条例の基本理念は3つ～

・子供の最善の利益

・誰一人取り残さない

・社会全体で子供を育む

・11の大切な「子どもの権利」

～子どもの権利を保障するための「役割」が規定されている～

・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体

■子どもの幸せの実現に向けた取組

・子供の意見等は尊重され値蹴ればならない

・区長は、子どもの声を聴く場を設ける必要がある

・子どもをとりまく環境を整える必要がある

■子どもの権利に関する施策の推進・検証

・「子どもの権利委員会」は、この施策や取組等を検証する

・「子どもの権利保障の状況」「権利擁護委員からの報告」「区が策定する子供・子育て支援に関する計画で子供の権利に関するもの」の調査・審議

■子どもの権利擁護

・権利侵害から救済を図る「子どもの権利擁護委員」

・区長から2名（弁護士）を委嘱

・子どもの権利相談窓口の設置

■成果と課題

・条例が浸透しつつある取組、ツールを活用して分かりやすく

- ・ 区立児童福祉施設など子供の意見聴取と反映
- ・ 条例の普及啓発
- ・ 意見聴取と反映
- ・ 子どもの権利委員会 今後の会議の進め方
- ・ 子どもの権利擁護 権利擁護窓口の周知

《所感》

今回の視察では、子どもの権利と幸せに関する条例の制定について視察を行った。条例の制定にあたっては、まずは子ども自身が権利を知ることから始まった。子どもたち自身も策定に参加したことは、大変な苦労があったと思うとともに、素晴らしい事である。今後この条例によって子供たちが、生き生きと暮らせることを期待する。大変有意義な視察であった。



東京都北区役所委員会室にて （会派 清和、公明党、未来クラブ）



東京都北区役所玄関前にて（会派 清和、公明党、未来クラブ）

神奈川県藤沢市 藤沢型政策検討会議について

藤沢市の概要

- ・ 面積 69.56 km²
- ・ 人口 445,172 人
- ・ 神奈川県の南部中央に位置し、明治以降農村地帯を背後に控えた商業の中心地となり、東海道本線藤沢駅が開設され、さらに江ノ島電鉄線、小田急電鉄江ノ島線の相次ぐ開通があって発展してきた。

■議員提案による条例づくり

- ・ これまでも議員提案によって成立した条例はあったが、うまくいかなかった例も。
- ・ 子ども未来応援条例 継続審議のまま事実上の廃案
- ・ 地域猫対策条例 提案に至らず。

■藤沢型「政策検討会議」の設置

2021 年 4 月 政策検討会議設置要綱施行

- ・ 議会の政策立案機能を強化し、条例の提案等により積極的な政策提言を行うことを実現するため、政策検討会議を設置
- ・ 議会運営委員会に **3人以上**の議員から条例づくりの政策提案の案が提出され承認が得られた場合、政策検討会議を設置
- ・ 政策検討会議の所掌事務は、条例の提案の原案の作成に関することとし、政策検討会議でまとめた政策検討項目については、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行う

2022 年 3 月 政策提案に関するガイドライン策定

条例制定の実例

「ケアラー支援条例」を例に

■藤沢市の「ケアラー支援条例」

- ・ ケアをされる人もする人も自分らしい生き方が出来る藤沢づくり条例

■ヤングケアラーとは

- ・ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

■2016 年に「ヤングケアラーの実態調査」を実施

- ・ 藤沢市立小中の教員による調査
- ・ 家事、介護担う子「いる」半数

■ 広がったケアラー・ヤングケアラー支援

- ・ ヤングケアラー支援研修会の開催（2019 年）

■議員提案で「ケアラー支援条例」を作ろう

- ・ケアラーを支援するための法制度はない
- ・議員研修の実施 H25 年度～R3 年度

■条例制定に向けた取り組み

- ・各委員会が分担して条例案文を作成
- ・担当者からのヒアリング・意見交換
- ・シンポジウムの開催「ケアラー支援へ条例を」
- ・自称「出張パブリックコメント」
- ・市民からの意見 「具体的な支援は当事者が決めて、それが実行できる条例にしてほしい。」

■2024年12月議会で条例が成立

- ・マニフェスト大賞・優秀賞を受賞した
- ・ケアラー支援協議会の開催
- ・ケアラー支援協議会の設置 ケアラー支援条例の基本理念にのっとり、市が設置
- ・ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため

《所感》

今回視察した藤沢市においては、「藤沢型政策検討会議」について研修を行った。条例制定の実例として、「ケアラー支援条例」を例に紹介して頂いた。2016年よりヤングケアラーの実態調査を行い、2019年には、ヤングケアラー支援研修会を開催、2022年には、ケアラー支援について考える、講演会を開催し、各委員が分担して条例案を作成した。そして2024年12月議会で条例が成立するという、長期にわたる大変な活動であったと考える。政治的スタンスの全く異なる議員が、一つの課題について率直に議論を交わすことは、貴重な機会であったとも考える。豊明市議会においても大変参考になる、視察であった。



藤沢市議会委員会室にて（会派 清和、公明党、未来クラブ）



藤沢市役所前にて（会派 清和、公明党、未来クラブ）